

## 教職員の懲戒処分について

令和6年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (37歳)	戒告	令和4年9月17日(土)から令和6年4月14日(日)までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていない自身の携帯電話での通話やショートメッセージサービス及びLINE(ライン)により、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (35歳)	戒告	令和4年9月中旬から令和6年4月14日(日)までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていない自身の携帯電話での通話やショートメッセージサービス及びLINE(ライン)により、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

## 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)